

新旧対照表

外国証券取引口座約款	
新	旧
第1条～第7条（現行どおり） （配当等の処理） 第8条 寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含みます。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為があつたものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含みます。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。 2～7（現行どおり） 8 <u>配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び当社はその支払義務を免れるものとします。</u> （新株予約権等その他の権利の処理） 第9条 寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。 （1）～（4）（現行どおり） （5）第1号①、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号①並びに同条第2項から第5項及び第7項の規定に準じて処理するものと、<u>同条第8項の規定はその支払いについて準用します。</u>	第1条～第7条（省略） （配当等の処理） 第8条 寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含みます。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為があつたものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含みます。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。 2～7（省略） （新株予約権等その他の権利の処理） 第9条 寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。 （1）～（4）（省略） （5）第1号①、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号①並びに同条第2項から第5項及び第7項の規定に準じて処理します。

第 10 条～第 36 条（現行どおり）	第 10 条～第 36 条（省略）
附 則 2009 年 6 月 1 日 制定 2010 年 4 月 1 日 施行 2010 年 7 月 1 日 施行 2012 年 1 月 1 日 施行 2013 年 9 月 6 日 施行 2015 年 12 月 14 日 施行 2017 年 1 月 1 日 施行 2017 年 5 月 30 日 施行 2019 年 2 月 1 日 施行 2020 年 4 月 1 日 施行 2021 年 6 月 21 日 施行 2025 年 5 月 1 日 施行 2025 年 8 月 1 日 施行 <u>2025 年 10 月 1 日 施行</u> <u>（1. この改正は、2030 年 10 月 1 日より施行する。</u> <u>2. 改正後の第 8 条第 8 項（第 9 条第 5 号において準用する場合を含む。）の規定は、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等（同号において準用する場合にあっては、同条第 1 号①、第 2 号及び第 3 号により売却処分した代金）についても適用する。）</u>	附 則 2009 年 6 月 1 日 制定 2010 年 4 月 1 日 施行 2010 年 7 月 1 日 施行 2012 年 1 月 1 日 施行 2013 年 9 月 6 日 施行 2015 年 12 月 14 日 施行 2017 年 1 月 1 日 施行 2017 年 5 月 30 日 施行 2019 年 2 月 1 日 施行 2020 年 4 月 1 日 施行 2021 年 6 月 21 日 施行 2025 年 5 月 1 日 施行 2025 年 8 月 1 日 施行